第1号様式（第2、7条関係）

図書館資料貸出申込・更新届

1 新規貸出申込書　　4 貸出券再交付申込書
2 更新時住所氏名確認届　　（更新・紛失・汚損・毀損）
3 貸出申込書記載事項変更届　5 利用停止申込書
事由（　　）

（宛先） 大田区立　図書館長　　下記の規約を了承のうえ、共通かしだしカードの登録・停止を申し込みます。

登録番号												

※ 太枠の中を記入してください。

申込（届出）者	区分	□ 区内在住・在勤・在学　□ その他		申込（届出）日	年　月　日
	性別	男 ・ 女	生年月日	令和　平成　昭和　大正　西暦	年　月　日
	フリガナ				
	氏　名	氏		名	
	住　所	〒　－			
	電話 1	—　—		自宅・携帯・FAX兼用・FAX・勤務先・その他（　）	
	電話 2	—　—		自宅・携帯・FAX兼用・FAX・勤務先・その他（　）	
	変更前の住所・氏名・電話				

□ パスワード登録を希望する　　□ 中学生以下の保護者によるパスワード代理登録

保証人（申込（届出）者が中学生以下の場合のみ記入してください。）

フリガナ		
氏　名	氏	名

処理欄

免許証　学生証	受付	確認
ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ　その他		
住民票		

有効期限	□ 短 期	旧番号	

規　約

1　貸出申込ができるのは、①区内在住者（住民登録をしている方）　②区外に住所を有し、区内の事務所若しくは事業所に勤務する方　③その他館長が特に必要と認めた方で、図書館が指定する文書等により申込者の住所・氏名が確認できた方です。
2　申込（届出）者又はパスワード登録者が中学生以下の場合で、申込者等と同居する保護者が代理申請をする場合は、保証人欄に記入のうえ代理人と申込者との続柄が確認できる書類等を提示してください。
3　貸出券（以下、共通かしだしカードという。）の有効期間は、発行の日から2年間です。
4　登録された個人情報は図書館業務のみに使用され、他の目的に利用されることはありません。なお、性別欄の記載は任意です。
5　申し込み等の内容に変更があった場合は、変更の届け出をしてください。
6　申し込み等の内容の変更が確認された場合は、変更の届け出をまたずにその内容を修正する場合があります。
7　申し込み等が虚偽であった場合あるいは貸出申込ができる条件に該当しなくなった場合は、共通かしだしカードは無効になります。
8　図書館資料をなくしたり、汚したり、破いたりした場合は、弁償していただきます。（中学生以下の申込者が借り受けていた場合は、申込（届出）書に記載された保証人の弁償になります。）
9　図書館資料の返却が遅れた場合は、貸し出しを停止することがあります。
また、予約の受付停止や取消をすることがあります。
10　図書館からの予約連絡等に関して配慮が必要な場合は、窓口に申し出てください。
11　共通かしだしカードを紛失した場合、利用停止（カードを失効させる）を希望する場合は電話でもお受けします。
12　その他、大田区立図書館を利用する場合は、館内掲示の注意事項などを守ってください。